

ロシア連邦政府
決定
2017年9月20日付第1135号
モスクワ

ロシア連邦で生産された同等品を有さない工業製品への
製品の分類、およびロシア連邦政府の幾つかの文書の改正について

ロシア連邦法「ロシア連邦における産業政策について」に従い、ロシア連邦政府は以下の事項を決定する。

1. 以下の附属書を承認する。

ロシア連邦で生産された同等品を有さない工業製品への製品の分類基準

ロシア連邦で生産された同等品を有さない工業製品への製品の分類規則

ロシア連邦で生産された工業製品の指標との、製品指標の差異の算定に係る鑑定を遂行する組織に対する要件

ロシア連邦で生産された工業製品の指標との、製品指標の差異の算定に係る鑑定を遂行する組織の選定実施規則

ロシア連邦で生産された工業製品の指標との、製品指標の差異の算定に係る鑑定に係る必要かつ必須のサービスの提供に対する料金の算定方法

ロシア連邦で生産された工業製品の指標との、製品指標の差異の算定に係る鑑定に係る必要かつ必須のサービスの提供に対する料金の限度額

ロシア連邦政府の諸文書の改正

2. 本決定の発効より前にロシア連邦産業商務省によって交付された、ロシア連邦で生産された同等品を有さない工業製品への工業製品の分類に関する文書、ならびにロシア連邦領内における工業製品生産の確認に関する文書は、それらの所定の有効期間が満了するまで有効であると定める。

3. ロシア連邦産業商務省は：

ロシア連邦で生産された同等品を有さない工業製品への製品の分類問題に関する委員会を設置するとともに、同委員会の構成員と規定を承認すること。

6カ月以内に、2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号「ロシア連邦領内における工業製品生産の確認について」附属書の改正に関する提案を作成すること。

4. 本決定に定めのある権限は、ロシア連邦政府が定める最大人員数および賃金基金の範囲内、ならびにロシア連邦産業商務省の所定の機能の分野における指導・管理を目的として同省に割り当てられた連邦予算の範囲内において、同省がこれを遂行する。

5. 本決定第1項第2段落、第3段落、第6段落～第8段落は、2018年2月1日より効力を発する。

ロシア連邦政府
議長

D.メドヴェージェフ

2017年9月20日付
ロシア連邦政府決定第1135号により
承認

**ロシア連邦で生産された同等品を有さない
工業製品への製品の分類
基準**

ロシア連邦で生産された同等品を有さない工業製品への製品の分類基準は、ロシア連邦で生産された工業製品の指標との、製品指標の差異であり、この差異とは、2017年9月20日付ロシア連邦政府決定第1135号「ロシア連邦で生産された同等品を有さない工業製品への製品の分類、およびロシア連邦政府の幾つかの文書の改正について」により承認される、ロシア連邦で生産された同等品を有さない工業製品への製品の分類規則に従い確認されるものである。

この際、製品指標とは、機能上の用途または機能のリスト、適用分野、品質特性（例：堅牢性・人間工学性・エネルギー効率性・技術性・安全性に係る指標、環境指標、生産指標、稼働指標、度量衡特性およびその他の製品の指標）に関する製品の指標のことを言う。

ロシア連邦で生産された
同等品を有さない工業製品への製品の分類
規則

I. 総則

1. 本規則は、2017年9月20日付ロシア連邦政府決定第1135号「ロシア連邦で生産された同等品を有さない工業製品への製品の分類、およびロシア連邦政府の幾つかの文書の改正について」により承認された、ロシア連邦で生産された同等品を有さない工業製品への製品の分類（以下、「同等品を有さない製品への製品の分類」）の基準に則った、ロシア連邦で生産された同等品を有さない工業製品への製品の分類手順を定めるものである。

2. 本規則で使用する概念は、以下の意味を有する。

「契約」－ロシア連邦で生産された工業製品の指標との、製品指標の差異の算定に係る鑑定の実施に係るサービスの提供に関する契約であって、鑑定を遂行する組織と申請者によって締結されるもの。

「申請者」－ロシア連邦領内で登記している法人または個人事業主。

「申請製品」－申請者の書類に記載されている製品であって、鑑定書および鑑定証明書が交付されているもの。

「製品コード」－全ロシア経済活動種別製品分類OK 034-2014（KPES 2008）およびユーラシア経済連合統一貿易品目分類に則った製品コード。

「製品指標」－機能上の用途または機能のリスト、適用分野、品質特性（例：堅牢性・人間工学性・エネルギー効率性・技術性・安全性に係る指標、環境指標、生産指標、稼働指標、度量衡特性およびその他の製品の指標）に関する製品の指標。

「類似製品」－ロシア連邦領内で生産された製品であって、申請製品のコードと同一のコードに分類され、および（または）申請製品の指標と同等の指標を有しているもの。

「鑑定」－ロシア連邦領内で生産された工業製品の指標との、製品指標の差異の算定に係る鑑定。

3. ロシア連邦産業商務省は鑑定結果を踏まえたうえで、同等品を有さない製品への製品の分類を行い、ロシア連邦領内で生産された同等品を有さない工業製品への製品の分類に関する鑑定書（以下、「鑑定書」）を交付する。

鑑定書は、申請者が当該の申請を産業商務省に提出した日より30業務日以内に交付する。

4. 鑑定は、ロシア連邦で生産された工業製品の指標との、製品指標の差異の算定に係る鑑定を遂行する組織のリストであって、ロシア連邦産業商務省が備え付けを行うリストに含まれている組織（以下、「鑑定遂行組織」）がこれを実施する。鑑定遂行組織は、附属書の様式に則り、ロシア連邦で生産された工業製品の指標との、製品指標の際の算定に係る鑑定証明書（以下、「鑑定証明書」）を交付する。

II. ロシア連邦で生産された同等品を有さない工業製品への
製品の分類に関する鑑定書交付手順

5. 鑑定書の取得を目的として、申請者はロシア連邦産業商務省に対し、以下の事項を明記し、かつ法人の責任者または個人事業主（その他の全権担当者）が署名した申請書を提出する。

- a) 申請者－法人の名称、申請者－個人事業主の姓、名、父称（存在する場合）。
- b) 法人の場合：納税者識別番号、基本的国家登記番号、個人事業主の場合：個人事業主基本的国家登記番号。
- c) 法人の場合：所在地・住所、個人事業主の場合：滞在地もしくは居住地の登録住所。
- d) 同等品を有さない製品への製品の分類を規定する法規文書の詳細および名称。

e) 製品の名称およびコード。

6. 申請書には、法人の責任者または個人事業主（その他の全権担当者）が証明した以下の書類を添付する。

a) 法人の場合：創設文書の写し、個人事業主の場合：自然人の個人事業主としての国家登記証明書の写し。

b) 申請者に交付された鑑定証明書の写し。

c) ユーラシア経済連合加盟国の税関機関が交付した、ユーラシア経済連合統一貿易品目分類に則った品目分類に関する暫定的決定の写し（存在する場合）。

7. ロシア連邦産業商務省は、本規則第6項に記載のある書類が添付された申請書（以下、「申請書」）を受領した日より5業務日以内に、以下の事項を実施する。

a) 紐で綴じられ、番号が付され、同省の印章が捺された専用の台帳に申請書を登録する。

b) 申請書に記載されている情報の完全性および信頼性の検査、ならびに本規則第5項および第6項への申請書の適合性の検査を実施する。

c) ロシア連邦産業商務省が申請書を審査対象として受領した旨の情報を、国家産業情報システム、および情報通信ネットワーク「インターネット」上のロシア連邦産業商務省公式サイトに掲載する。

8. ロシア連邦産業商務省は、本規則第7項第b号に則った検査を実施した日より5業務日以内に以下の事項を実施する。

a) 申請書に記載されている情報が不完全および（または）信頼性を欠く場合、ならびに、同申請書が本規則第5項および第6項に適合していない場合、鑑定書交付拒否通知を、拒否理由を明記したうえで申請者に送付する。申請書に記載されている情報が不完全なため、ならびに同申請書が本規則第5項および第6項に適合していないために申請書の交付を拒否された申請者は、同省に対し申請書を再度送付する権利を有する。

b) ロシア連邦産業商務省により設置された、ロシア連邦で生産された同等品を有さない工業製品への製品の分類に関する委員会（以下、「委員会」）での審査に申請書を送付する。

9. 委員会は、申請書を受領した日より15業務日以内にこれを審査し、以下の検査を実施する。

a) 本規則第III章に定めのある鑑定証明書交付手順の、鑑定遂行組織による順守。

b) 申請書に記載のある製品と同等となる、ロシア連邦で生産された工業製品の存在（欠如）— ロシア連邦で工業製品生産を行い、利害関係を有している法人および（または）個人事業主からロシア連邦産業商務省に対し照会が寄せられた場合。

10. ロシア連邦で生産された同等品を有さない工業製品への申請製品の分類が可能であることが確認された場合、委員会は、申請書の審査および本規則第9項に則った検査を実施した結果に基づき、ロシア連邦産業商務省による鑑定書の交付に関する決定を採択する。

11. ロシア連邦産業商務省は委員会の決定を根拠として、以下の内容を含む鑑定書を交付する。

a) 申請者—法人の名称、申請者—個人事業主の姓、名、父称（存在する場合）。法人の場合：納税者識別番号、基本的国家登記番号、個人事業主の場合：個人事業主基本的国家登記番号。

b) 同等品を有さない製品に分類された製品の名称。これには製品コードを明記する。

c) 鑑定書の番号、鑑定書交付年月日、およびその有効期限。

12. 鑑定書にはロシア連邦産業商務省の全権担当者が署名を行い、署名日より5業務日以内に申請者に送付する。鑑定書はその交付日より1年間有効であり、鑑定書交付日はその署名日とする。

13. 以下の場合、委員会はロシア連邦産業商務省による鑑定書の交付拒否に関する決定を採択する。

a) 鑑定遂行組織が、本規則第III章に定めのある鑑定証明書交付手順を順守しなかった。

b) 申請書に記載のある製品と同等となる工業製品の生産がロシア連邦領内に存在し、ロシア連邦で生産された同等品を有さない工業製品への申請製品の分類が不可能である。

14. ロシア連邦産業商務省による鑑定書の交付拒否に関する決定は、当該の決定が採択された日より5業務日以内に、拒否理由を明記したうえで同省が申請者に送付する。

15. ロシア連邦産業商務省は、ロシア連邦で生産された同等品を有さない工業製品に分類された製品のリスト（以下、「リスト」）を備え付ける。

リストには、鑑定書に含まれている情報を記すものとし、これには鑑定書の有効期限、ならびに鑑定証明書を交付した鑑定遂行組織に関する情報を明記する。

鑑定書の有効期限満了後は、製品をリストから削除する。

16. ロシア連邦産業商務省は交付済みの鑑定書の写しを、国家産業情報システム、および情報通信ネットワーク「インターネット」上のロシア連邦産業商務省公式サイトに掲載する。

III. ロシア連邦で生産された工業製品の指標との、製品指標の差異の算定に係る鑑定に係る鑑定証明書の、鑑定遂行組織による交付手順

17. 鑑定証明書の取得を目的として、申請者は鑑定遂行組織に対し、法人の責任者または個人事業主（その他の全権担当者）が署名した申請書を提出するものとし、これには以下の事項を記載する。

a) 申請者—法人の名称、申請者—個人事業主の姓、名、父称（存在する場合）。

b) 法人の場合：納税者識別番号、基本的国家登記番号、個人事業主の場合：個人事業主基本的国家登記番号。

c) 法人の場合：所在地・住所、個人事業主の場合：滞在地もしくは居住地の登録住所。

d) 同等品を有さない製品への製品の分類を規定する法規文書の詳細および名称。

e) 製品の名称。

18. 申請書には、法人の責任者または個人事業主（その他の全権担当者）が証明した以下の書類を添付する。

a) 法人の場合：創設文書の写し、個人事業主の場合：自然人の個人事業主としての国家登記証明書の写し。

b) 製品の技術文書（仕様書、および〔または〕説明書、および〔または〕操作マニュアル、および〔または〕製品の主な消費特性を証明する文書、および〔または〕製品のエネルギー効率に関する情報、および〔または〕製品の適合評価関連文書、および〔または〕製品の試験報告書、および〔または〕その他の文書）。

c) ユーラシア経済連合加盟国の税関機関が交付した、ユーラシア経済連合統一貿易品目分類に則った品目分類に関する暫定的決定の写し（存在する場合）。

19. 鑑定遂行組織は、本規則第18項に記載のある書類（以下、「書類」）が添付された申請書を取得した日より3業務日以内に、以下の事項を実施する。

a) 紐で綴じられ、番号が付され、鑑定遂行組織の印章が捺された専用の台帳に申請書と書類を登録する。

b) 申請書および書類に記載されている情報の完全性の検査、ならびに本規則第17項および第18項へのこれらの適合性の検査を実施する。

c) 申請書に記載のある製品が、同組織が鑑定を実施する製品のリストに含まれていない場合、鑑定実施の拒否を申請者に送付する。

20. 鑑定遂行組織は、本規則第19項第b号に則った申請書および書類の検査を実施した日より5業務日以内に、以下の事項を実施する。

a) 申請書および書類に記載されている情報が不完全な場合、ならびに、同情報が本規則第17項および第18項に適合していない場合、申請者に対し、申請書および書類の修正を求める提案を添えた書状を送付する。

b) 鑑定遂行組織の責任者が署名した、鑑定実施費用の見積額を記した契約書案を送付する。

21. 契約書では以下の事項を定める。

a) 契約の対象。

b) 鑑定実施期間およびその延長方法。

c) 2017年9月20日付ロシア連邦政府決定第1135号「ロシア連邦で生産された同等品を有さない工業製品への製品の分類、およびロシア連邦政府の幾つかの文書の改正について」により承認された、ロシア連邦で生産された工業製品の指標との、製品指標の差異の算定に係る鑑定に係る必要かつ必須のサービスの提供に対する料金の算定方法に則り計算した鑑定実施費用の額であって、ただし、前記の決定により承認された、ロシア連邦で生産された工業製品の指標との、製品指標の差異の算定に係る鑑定に係る必要かつ必須のサービスの提供に対する料金の限度額を上回らない額。

d) 本規則第13項第a号に記載のある根拠に基づきロシア連邦産業商務省が鑑定書の交付を拒否した場合に、実施済みの鑑定に対し支払われた料金を申請者に返金する条件をはじめとする、鑑定

実施費用に関する条件。

e) 義務の不履行および（または）不適切な履行に対する両当事者の責任。

22. 鑑定は契約締結日より40業務日以内に実施する。

23. 鑑定の実施は、以下の段階を含むものとする。

a) 本規則第18項第b号に則り組織が提出した書類に含まれている情報に基づいた、申請製品のコードおよび申請製品の指標の特定。

b) 申請製品に類似した、ロシア連邦領内で生産されている工業製品の検索。検索は、2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号「ロシア連邦領内における工業製品生産の確認について」により承認された、ロシア連邦領内における工業製品生産の確認に関する鑑定書交付規則に従いロシア連邦産業商務省が交付した、ロシア連邦領内における工業製品生産の確認に関する鑑定書を踏まえたうえで実施する。

c) 申請製品の指標と同等の指標を有する工業製品のロシア連邦領内における生産の存在（欠如）を判定する目的による、申請製品に類似した工業製品の指標との、申請製品の指標の比較。

d) 鑑定証明書の作成および申請者へのその交付。

24. 本規則第23項第c号に記載のある段階の実施手順は、ロシア連邦産業商務省がこれを制定する。

25. 鑑定遂行組織は本規則第23項第b号に記載のある段階の実施を目的として、本規則第26項に定めのある情報通知を国家産業情報システムに20業務日間掲載し、また、ロシア連邦産業商務省、業界団体、生産者団体、学術機関、教育機関に前記の情報通知の写しを送付する。

ロシア連邦産業商務省は、前記の情報通知を受領した日より3業務日以内に、情報通信ネットワーク「インターネット」上の同省の公式サイトにこれを掲載する。申請製品に類似した工業製品のロシア連邦領内における生産に関してロシア連邦産業商務省が受領した情報は、その受領日より3業務日以内に、同省が鑑定遂行組織に送付する。

鑑定遂行組織は、本規則第23項第b号の実現を目的としたその他の措置（業界内生産者団体、学術機関に対する照会の送付）を実施するとともに、申請製品の指標と類似した指標を有する工業製品の生産者に対し、本規則第18項第b号に記載のある書類を照会する権利を有するが、ただし、商業機密および法によって保護されているその他の機密を構成する情報に関してはこの限りではない。

鑑定遂行組織による国家産業情報システムへのアクセス、ならびに本規則に定めのある措置の、国家産業情報システム上における同機関による実施は、ロシア連邦の法令に定めのある手順に則りこれを遂行する。

26. 情報通知は以下の情報を含むものとする。

a) 申請製品のコード。

b) 申請製品の指標。

c) 鑑定遂行組織の連絡先情報（郵便宛先、電子メールアドレス、電話番号）。

d) 類似する製品の検索期限。

27. 鑑定証明書には鑑定遂行組織の責任者が署名を行うものとし、その有効期間は交付日より70業務日とする。鑑定証明書の交付日はその署名日とする。

28. 鑑定遂行組織は鑑定証明書交付日より3業務日以内にその写しを国家産業情報システムに掲載するとともに、情報通信ネットワーク「インターネット」上におけるロシア連邦産業商務省野公式サイトに掲載する目的で、これを同省に送付する。

29. 鑑定遂行組織は国家産業情報システム上で鑑定証明書リストの備え付けを行うとともに、以下の事項を含む鑑定情報を国家産業情報システムに掲載する。

a) 申請製品の概要－製品のコードおよび指標。

b) 申請製品のコードに合致する製品コードを有し、かつ申請製品の指標に類似した指標を有する、ロシア連邦領内で生産された工業製品の検索の結果、ならびに本規則第25項の実現に関する情報。

c) 申請製品の指標と同等の指標を有する工業製品のロシア連邦領内における生産の存在（欠如）を判定する目的による、類似製品の指標との、申請製品の指標の比較の結果。

d) 鑑定実施申請の提出年月日、鑑定開始年月日および鑑定終了年月日。

30. 鑑定証明書リストに含まれている情報は一般公開情報であり、任意の者に対し、照会に応

じて無償で提供する。

31. 鑑定の実施にあたり、鑑定遂行組織はしかるべき記録を作成し、これを恒久的に保管する。鑑定遂行組織が清算される場合、前記の記録は受渡証書に基づきロシア連邦産業商務省に引き渡す。

32. 鑑定証明書を紛失した場合、申請者は鑑定遂行組織からその複製を取得する権利を有する。複製の交付は、鑑定遂行組織が書面による照会を受領した日より5業務日以内に無償でこれを実施する。

ロシア連邦で生産された
同等品を有さない
工業製品への製品の分類規則
附属書
(様式)

ロシア連邦で生産された工業製品の指標との、
製品の指標の差異の算定に係る鑑定
証書
_____日付 第_____号

(鑑定証書を交付した組織の名称、基本的国家登記番号)

1. 申請者の名称 _____
2. 申請者の納税者識別番号または基本的国家登記番号 _____
3. 申請者の住所（所在地） _____
4. 鑑定実施対象となった製品の名称 _____
5. OK 34-2014（KPES 2008）による製品コード _____
6. ユーラシア経済連合統一貿易品目分類による製品コード _____

鑑定結果に基づき、申請製品の指標と異なる（異ならない）指標を有する工業製品がロシア連邦領内で生産されている（生産されていない）ことが確認された。申請製品は、ロシア連邦で生産された同等品を有さない工業製品への分類が可能である（可能ではない）。¹

(組織責任者の署名)

(署名者氏名の明記)

¹ 該当箇所到下線を付すこと。

2017年9月20日付

ロシア連邦政府決定第1135号により

承認

**ロシア連邦で生産された工業製品の指標との、
製品指標の差異の算定に係る鑑定を遂行する組織に対する
要件**

1. 組織は、当該の事業領域における国家政策の策定と法的規制に関する機能および権限を遂行する連邦執行権力機関の管轄下にあるものとする。

2. 組織の構成には、国家認定システムにおいて認証・試験所（センター）機関として認定され、認定取得者リストに含まれている構造的下部組織が含まれているか、または、前記の組織が、認可取得者リストに含まれており、型式承認目的における測定機器の試験を遂行する認可取得者であるものとする。

3. 組織の人員は、法人認定分野に適合する高等教育を有する職員10名以上とする。

2017年9月20日付

ロシア連邦政府決定第1135号により

承認

**ロシア連邦で生産された工業製品の指標との、
製品指標の差異の算定に係る鑑定を遂行する組織の選定実施
規則**

1. 本規則は、ロシア連邦で生産された工業製品の指標との、製品指標の差異の算定に係る鑑定を遂行する組織（以下順に、「組織」、「選定」）の選定実施手順を定めるものである。

選定は、ロシア連邦産業商務省により設置された、ロシア連邦で生産された同等品を有さない工業製品への製品の分類に関する委員会（以下、「委員会」）が、年に1度以上実施する。

2. 選定の実施を目的として、ロシア連邦産業商務省は選定実施日の15業務日前までに、情報通信ネットワーク「インターネット」上の同省の公式サイトに以下の事項を掲載する。

a) 選定実施期間（選定実施開始日および終了日）、選定参加用書類の受付期間（書類受付開始日および終了日）。

b) 2017年9月20日付ロシア連邦政府決定第1135号「ロシア連邦で生産された同等品を有さない工業製品への製品の分類、およびロシア連邦政府の幾つかの文書の改正について」により承認された、ロシア連邦で生産された工業製品の指標との、製品指標の差異の算定に係る鑑定を遂行する組織に対する要件（以下、「要件」）。

c) 本規則第3項に則った、選定への参加を目的として組織が提出する書類のリスト。

d) 委員会に関する情報。

3. 選定への参加を目的として、組織は以下の書類（紐で綴じられ、番号が付され、組織の印章〔存在する場合〕が捺されたもの）を提出する。

a) 任意の様式で作成し、組織の責任者（その他の全権担当者）が署名した申請書で、以下の事項を明記したもの。

法人の名称

納税者識別番号

法人の所在地および連絡先情報（電話番号、情報通信ネットワーク「インターネット」上の組織のサイトのアドレス、営業時間）

認定証番号

認定分野（全ロシア経済活動種別製品分類OK 034-2014〔KPES 2008〕およびユーラシア経済連合統一貿易品目分類に則った製品およびコードのリスト）

b) 統一国家法人登記簿の抄本の写し（組織が当該の書類を提出しなかった場合、ロシア連邦産業商務省は自らこれを照会する）。

c) 組織の職員配置表の写し。

d) 所定の国家様式による従業員の高等教育修了証書の写し。

4. ロシア連邦産業商務省は、本規則第3項に記載のある受領書類を、紐で綴じられ、番号が付され、同省の印章が捺された専用の台帳に登録する。選定への参加を目的として書類受付終了日の後に送られてきた組織の書類は、審査せずに組織へ送り返す。

5. 委員会は選定実施日に、以下の事項を検査する。

本規則第3項に従い組織が提出した書類の過不足と作成上の正確性。

組織が提出した書類の本規則第3項への適合性。

組織の、要件への適合性。

検査結果に基づき、委員会は選定に合格した組織および合格しなかった組織のリストを決定し、しかるべき記録を作成する。ロシア連邦産業商務省は選定実施終了日より2業務日以内に、情報通信ネットワーク「インターネット」上の同省の公式サイトに記録の写しを掲載する。

6. 以下の場合、組織は選定に合格しなかったものとみなされる。

a) 組織が提出した書類が本規則第3項に適合していない（過不足および作成上の点を含む）。

b) 組織が要件に適合していない。

7. ロシア連邦産業商務省は、選定実施終了日より3業務日以内に、選定結果通知を組織に送付する。

8. 選定に合格した組織は、ロシア連邦で生産された工業製品の指標との、製品指標の差異の算

定に係る鑑定を遂行する組織のリスト（以下、「リスト」）に加えられる。

9. リストは、ロシア連邦産業商務省が情報通信ネットワーク「インターネット」上の公式サイト、ならびに国家産業情報システムで公開アクセスのもとに備え付ける。

10. リストに加えられた組織は、リストに記載された日より1年が経過した後は毎年、ロシア連邦産業商務省に対し、任意の様式で作成し、本規則第3項第a号に定めのある情報を含む情報、ならびに同項第b号～第d号に定めのある書類を提出する。

11. 以下の場合、組織はリストから削除される。

- a) 本規則第10項に則った書類をロシア連邦産業商務省に提出していない。
- b) ロシア連邦産業商務省に提出された書類が本規則第10項に適合していない。
- c) 組織が要件に適合していない。

d) 2017年9月20日付ロシア連邦政府決定第1135号「ロシア連邦で生産された同等品を有さない工業製品への製品の分類、およびロシア連邦政府の幾つかの文書の改正について」により承認された、ロシア連邦で生産された同等品を有さない工業製品への製品の分類規則第13項第a号に記載のある根拠に基づき、ロシア連邦産業商務省が、ロシア連邦で生産された同等品を有さない工業製品への製品の分類に関する鑑定書の交付を拒否した。

e) 認定の効力が取り消された。

12. リストには以下の事項を記載する。

a) 組織に関する情報（名称、所在地、電話番号、情報通信ネットワーク「インターネット」上のサイトのアドレス、営業時間、認定証番号）。

b) 組織が鑑定を遂行する製品のリスト（製品の名称、および全ロシア経済活動種別製品分類 OK 034-2014〔KPES 2008〕およびユーラシア経済連合統一貿易品目分類に則ったそのコード）。

**ロシア連邦で生産された工業製品の指標との、
製品指標の差異の算定に係る鑑定に係る
必要かつ必須のサービスの提供に対する料金の算定
方法**

1. 本方法は、ロシア連邦で生産された工業製品の指標との、製品指標の差異の算定に係る鑑定に係る必要かつ必須のサービス（以下、「鑑定サービス」）の提供に対する料金の算定手順を定めるものである。

2. 本方法は、鑑定サービスを遂行する組織であって、ロシア連邦で生産された工業製品の指標との、製品指標の差異の算定に係る鑑定を遂行する組織についてロシア連邦産業商務省が備え付けるリストに含まれている組織（以下、「鑑定組織」）に適用する。

鑑定サービスは、申請者の費用負担によって提供される。

3. 鑑定サービスの提供に対する料金の額は、以下の公式で算出する。

$$P = t \times C_B + C_{H3} + C_p,$$

P—鑑定サービスの提供に対する料金の額、ただし付加価値税を含まない（ルーブル）

t—附属書のリストに基づく労働指数。

C_B —専門職員1人の1労働日の対価（ルーブル／人・日）

C_{H3} —ロシア連邦の法令に則った賃金への加算額（ルーブル）

C_p —鑑定サービスの提供過程で直接発生する費用（ルーブル）

4. 鑑定サービスの提供過程で直接発生する費用は、以下の公式で算出する。

$$C_p = P_M \times \Pi_M + 3_{ox},$$

C_p —鑑定サービスの提供過程で直接発生する費用（ルーブル）

P_M —鑑定サービスの提供過程で使用する資源の消費量（事務用品、通信サービス等の費用を含む）（単位）

Π_M —鑑定サービスの提供過程で使用する資源の単位当たり価格（ルーブル）

3_{ox} —鑑定サービスの提供に必要な実際の一般管理費、ならびにロシア連邦の税・賦課金関連法令に従った税および賦課金の納付にかかる費用（ルーブル）

ロシア連邦で生産された工業製品の指標との、
製品指標の差異の算定に係る鑑定に係る
必要かつ必須のサービスの提供に対する料金の算定方法
附属書

ロシア連邦で生産された工業製品の指標との、
製品指標の差異の算定に係る、専門人員が遂行する鑑定業務
一覧

業務の名称	労働指数（人・日）
1. 全ロシア経済活動種別製品分類OK 034-2014（KPES 2008） およびユーラシア経済連合統一貿易品目分類に則った、申 請者の書類に記載されている製品（以下、「申請製品」） のコードの特定	0.1
2. 機能用途または実行される機能一覧に関する製品指標、適用 分野、品質特性の特定	0.3
3. ロシア連邦領内で生産される、申請製品に類似した製品の検 索	0.5
4. 申請製品の指標と、類似した製品の指標の比較	0.5
5. 鑑定証明書の作成	0.1
合計	1.5

2017年9月20日付

ロシア連邦政府決定第1135号により

承認

ロシア連邦で生産された工業製品の指標との、
製品指標の差異の算定に係る鑑定に係る
必要かつ必須のサービスの提供に対する料金の
限度額

業務の名称	限度額 (ルーブル)
1. 全ロシア経済活動種別製品分類OK 034-2014 (KPES 2008) およびユーラシア経済連合統一貿易品目分類に則った、申請者の書類に記載されている製品（以下、「申請製品」）のコードの特定	2500
2. 機能用途または実行される機能一覧に関する製品指標、適用分野、品質特性の特定	5000
3. ロシア連邦領内で生産される、申請製品に類似した製品の検索	10000
4. 申請製品の指標と、類似した製品の指標の比較	10000
5. 鑑定証明書の作成	2500
合計	40000

2017年9月20日付

ロシア連邦政府決定第1135号により

承認

ロシア連邦政府の諸文書の 改正

1. 2011年5月6日付ロシア連邦政府決定第352号「連邦執行権力機関、国営原子力企業ロスアトムによる国家サービスの提供に必要かつ必須であり、国家サービスの提供に関与する組織によって提供されるサービスのリストの承認、およびその提供に係る料金額の算定について」（ロシア連邦法令集、2011年、第20号、掲載番号2829；2012年、第14号、掲載番号1655；第36号、掲載番号4922；2013年、第52号、掲載番号7207；2014年、第21号、掲載番号2712；2015年、第50号、掲載番号7165、7189；2016年、第31号、掲載番号5031；第37号、掲載番号5495；2017年、第8号、掲載番号1257；第28号、掲載番号4138；第32号、掲載番号5090）により承認された、連邦執行権力機関、国営原子力企業ロスアトムによる国家サービスの提供に必要かつ必須であり、国家サービスの提供に関与する組織によって提供されるサービスのリストに以下の内容の第42項を追加する。

「42. ロシア連邦領内で生産された工業製品の指標との、製品指標の差異の算定に係る鑑定*」

2. 2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号「ロシア連邦で生産された同等品を有さない工業製品への、製品の分類基準について」（ロシア連邦法令集、2015年、第30号、掲載番号4597；2016年、第33号、掲載番号5180、5189；第49号、掲載番号6900；2017年、第4号、掲載番号663；第21号、掲載番号3003）：

a) 名称を以下の文言とする。

「ロシア連邦領内における工業製品生産の確認について」

b) 第1項を以下の文言とする。

「1. ロシア連邦領内における工業製品生産の確認基準を、以下の通りとして定める。

a) 工業製品生産の構築および（または）近代化および（または）開発を目的として、投資家とロシア連邦、またはロシア連邦とロシア連邦構成主体および（または）地方自治体との間で締結された特別投資契約であって、ロシア連邦領内で生産された製品に工業製品を分類する目的で工業製品に対し提示され、附属書に基づき、ただし、当該の附属書に当該の製品が記載されていない場合には、2009年11月20日付の独立国家共同体における商品原産国特定規則に関する協定の不可分の一部である独立国家共同体における商品原産国特定規則附属書第1号に基づき、当該種類の工業製品に対し規定されている要件の段階的履行（投資家および〔または〕投資家が誘致した者による工業製品の生産開始日以降、同日より3年以内）に係る投資家および（または）投資家が誘致した者の義務を盛り込んだ特別投資契約（以下順に、「協定」、「特別投資契約」）の存在（ただし、連邦法「国家および地方自治体の需要の充足を目的とした商品・役務・サービスの調達領域における契約システムについて」第111条の3第1項に従い、ロシア連邦政府文書によって、特別投資契約に則りロシア連邦領内における商品生産の構築または近代化および〔または〕開発を遂行する特別投資契約の投資家側当事者または当該の投資家側当事者が誘致したその他の者が、当該商品の唯一の供給者であると定められている場合はこの限りではない）。

b) 生産する工業製品が本決定附属書に定めのある要件に適合していることを示すロシア連邦商工会議所の鑑定証明書の存在。

c) 本決定附属書に生産する工業製品が含まれていない場合には、協定加盟国の管轄機関（組織）が交付する、ロシア連邦を商品（製品）原産国とする商品（製品）原産国証明書の存在。」

c) 第1項の1～第1項の4を以下の文言とする。

「1.1. 特別投資契約の存在を証明するものは、特別投資契約の一方当事者である組織の責任者（個人事業主）が証明した特別投資契約の写しの提出、ならびに、報告期間における、本決定第1項第a号に則り特別投資契約の一環として採択された義務の投資家による履行または不履行、および特別投資契約に盛り込まれたしかるべき指標の達成（全面的、部分的）または未達成に関し、ロシア連邦産業商務省が所定の方法に則り交付する鑑定書の提出である。

特別投資契約の一環としての工業製品生産にあたり、特別投資契約に記載され、本決定附属書に定めのある要件のうち少なくとも1つが特別投資契約の発効日に履行されている場合には、前記の鑑定書の提出は必要とならないが、前記の附属書に当該の製品が含まれていない場合には、協定の不可分の一部である独立国家共同体における商品原産国特定規則附属書第1号に則るものとする。

1.2. 本決定附属書に定めのある要件への商品（製品）の適合性を証明するものは、ロシア連邦商工会議所がロシア連邦産業商務省との調整合意に基づき決定する方法に則り交付する鑑定証明書である。

1.3. 商品（製品）原産国を証明するものは、協定加盟国の管轄機関（組織）が、協定の不可分の一部である独立国家共同体における商品原産国特定規則附属書第1号に記載のある様式ST-1をもって交付する商品（製品）原産国証明書である。

1.4. 添付のロシア連邦領内における工業製品生産の確認に関する鑑定書交付規則を承認する。」

d) 以下の内容の、ロシア連邦領内における工業製品生産の確認に関する鑑定書交付規則を追加する。

ロシア連邦領内における工業製品生産の
確認に関する鑑定書交付
規則

1. 本規則は、ロシア連邦領内における工業製品生産の確認に関する鑑定書（以下、「鑑定書」）の、ロシア連邦産業商務省による交付手順を定めるものである。

2. 鑑定書は、工業分野での事業主体（以下、「申請者」）がロシア連邦産業商務省に提出する鑑定書交付申請書（以下、「申請書」）を根拠として交付する。

鑑定書の交付は、無償で行う。

3. 申請書には以下の事項を記載する。

a) 申請者－法人の名称、申請者－個人事業主の姓、名、父称（存在する場合）。

b) 法人の場合：納税者識別番号、基本的国家登記番号、個人事業主の場合：個人事業主基本的国家登記番号。

c) 法人の場合：所在地の住所、個人事業主の場合：滞在地もしくは居住地の登録住所。

d) 生産する工業製品の名称、および全ロシア経済活動種別製品分類OK 034-2014 (KPES 2008) およびユーラシア経済連合統一貿易品目分類に則ったそのコード。

e) 本項第d号に記載のある製品に関し、2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号「ロシア連邦領内における工業製品生産の確認について」第1項に記載のある書類の存在に関する情報。

4. 申請書には、組織の責任者、個人事業主、または申請者のその他の全権担当者が署名する。

5. 申請書には、組織の責任者、個人事業主、または申請者のその他の全権担当者が証明した以下の書類を添付する。

a) 法人の場合：創設文書の写し。

b) 個人事業主の場合：個人事業主としての自然人の国家登記に関する証明書の写し。

c) 本規則第3項第d号に記載のある書類の写し。

d) 以下の情報を含む文書。

申請者が生産する工業製品の機能面、技術面、運転面、および品質面での特性について
商標、サービスマーク、企業名称、特許、実用新案、工業製品の申請者のプロダクションプロトタイプ（存在する場合）について

6. ロシア連邦産業商務省は、申請書、および本規則第5項に記載のある書類を受領した日より5業務日以内に、これらに記載されている情報の完全性および信頼性、本規則第3項および本規則第5号第a号～第c号に定めのある規定に対するこれらの適合性に係る検査を実施する。

7. 本規則第6項に記載されている書類の検査結果に基づき、ロシア連邦産業商務省は5業務日以内に以下の事項を実施する。

鑑定書を交付する。

本規則第3項～第5項に定めのある要件に違反して申請書が提出された場合、拒否理由を明記したうえで鑑定書の交付を拒否する。

8. 鑑定書はその交付日より1年間有効とする。

鑑定書には、ロシア連邦産業商務省の全権担当者が署名する。

9. 鑑定書は以下を含むものとする。

a) ロシア連邦領内における工業製品生産の確認。

b) 申請者－法人の名称、申請者－個人事業主の姓、名、父称（存在する場合）。

c) 法人の場合：納税者識別番号、基本的国家登記番号、個人事業主の場合：個人事業主基本的国家登記番号。

d) 法人の場合：所在地の住所、個人事業主の場合：滞在地もしくは居住地の登録住所。

e) 生産する工業製品の名称、および全ロシア経済活動種別製品分類OK 034-2014 (KPES 2008) およびユーラシア経済連合統一貿易品目分類に則ったそのコード。

f) 鑑定書の有効期限。

10. ロシア連邦産業商務省は、交付済み鑑定書のリストを作成する。このリストは以下の情報を含むものとする。

- a) 鑑定書署名年月日、およびその有効期限。
- b) 申請者—法人の名称、申請者—個人事業主の姓、名、父称（存在する場合）。
- c) 法人の場合：納税者識別番号、基本的国家登記番号、個人事業主の場合：個人事業主基本的国家登記番号。
- d) 法人の場合：所在地の住所、個人事業主の場合：滞在地もしくは居住地の登録住所。
- e) 生産する工業製品の名称、および全ロシア経済活動種別製品分類OK 034-2014（KPES 2008）およびユーラシア経済連合統一貿易品目分類に則ったそのコード。

11. 本規則第10項に記載のある交付済み鑑定書のリストは、情報通信ネットワーク「インターネット」上のロシア連邦産業商務省の公式サイトにおいて、フリーアクセス状態で備え付ける。

12. 鑑定書の有効期限の満了は、本規則第10項に記載のある交付済み鑑定書リストから当該の鑑定書に関する情報を削除する根拠となる。

3. 2017年5月10日付ロシア連邦政府決定第550号「ロシア連邦領内における工業製品生産の確認、および2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号の改正について」（ロシア連邦法令集、2017年、第21号、掲載番号3003）：

- a) 名称を以下の文言とする。
「**2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号の改正について**」
- b) 第1項第2段落、第3段落、および第2項～第4項を失効したものとみなす。
- c) 第5項の文言「ただし、2017年12月1日より効力を発する本決定第1項第2段落および第3段落を除く」を削除する。